

令和8年度「にいがた空の魅力創出事業」業務委託 プロポーザル実施要領

1 趣旨

本業務は、国内外問わず、旅先の「食」に期待する旅行者が多く見られる中、本県旅行の玄関口である新潟空港において、新潟の魅力ある「食」の体験機会を空港利用者に提供することにより、本県旅行の満足度や新潟空港路線の再利用意欲を向上させることを目的とする。

あわせて、このような取組・体験が、利用者の行動・意識に与える影響や、空港における将来的な実装可能性を検証することを目的とする。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

令和8年度「にいがた空の魅力創出事業」業務委託

(2) 業務内容

別紙1「令和8年度「にいがた空の魅力創出事業」業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

(4) 委託先選定数

1者

なお、複数の企業等による共同提案も認めるが、その場合においても契約相手方となる代表者として1者を選定すること。

3 見積限度額

12,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

4 資格要件

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 新潟県の県税の納税義務を有するものにあつては、県税の未納がない者であること
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと

5 説明会

説明会は開催しない。

6 募集要領の内容についての質問の受け付け及び回答

(1) 質問受付

期限：令和8年5月11日（月）17時（必着）

提出先：「16 担当（問合わせ先）」に同じ

方法：電子メール（別紙様式1「質問書」を提出すること）

※電子メールの件名を「「にいがた空の魅力創出事業」業務質問書」とし、メール送信後、提出先あてに電話で受信確認を行うこと。

(2) 質問の回答について

令和8年5月13日（水）までに、回答を新潟県ホームページに掲載する。

なお、質問に対する回答は、募集要領及び仕様書等の追加又は修正とみなす。

7 参加申込書の提出

(1) 提出書類

- ・ 別紙様式2「プロポーザル参加申込書」
- ・ 企業概要（パンフレット可）
- ・ 県税未納がない旨の証明書

(2) 提出期限 令和8年5月15日（金）17時（必着）

(3) 提出部数 1部

(4) 提出先 「16 担当（問合わせ先）」に同じ

(5) 提出方法 電子メールにより提出すること。

※電子メールの件名を「「にいがた空の魅力創出事業」業務参加申込書」とし、メール送信後、提出先あてに電話で受信確認を行うこと。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア. 企画提案書（任意様式）

(ア)「委託仕様書」を踏まえ、以下の項目について具体的に記載すること。

- ① 本業務の詳細な実施内容
- ② 当事業の目的を達成するための独自提案（該当ある場合のみ）
- ③ 収支の考え方

有料試飲等による収入について、その内容や価格設定の考え方、収入の管理・配分の考え方を含め、事業全体の収支の見込みについて記載すること。

- ④ 実施スケジュール
全体スケジュール及び進行管理について記載すること
- ⑤ 実施体制・類似業務の実績
事業実施体制について記載すること。

(イ) 企画提案書は、A4サイズ、横書きとし、表紙に「令和8年度「にいがた空の魅力創出事業」業務委託 企画提案書」と標記し、余白に提案者名を表示すること。文字サイズは10.5ポイント以上とすること。

- (ウ) 参加者は、1つの提案しか行うことができない。
- (エ) 提出期限以降の企画提案書の差替え又は再提出は認めない。

イ. 別紙様式3「類似業務実績一覧表」

ウ. 見積書（様式任意）

見積の総額及び内訳について作成すること。

エ. 法人等の概要を説明したパンフレット・リーフレット等

(2) 提出部数

6部（正本1部、副本5部）、ただし8(1)エについては1部

(3) 提出期限等

令和8年5月22日（金）17時（必着）

(4) 提出先

「16 担当（問合わせ先）」に同じ

(5) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）

(6) その他

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

9 プレゼンテーションの実施

提案者は、令和8年5月28日（木）に開催予定の審査委員会において、プレゼンテーションを実施すること。日時、会場等詳細は提案者に別途通知する。

ただし、提案者多数の場合、審査会の前に事務局による書類選考を行う場合がある。

10 審査要領

(1) 審査方法

(2)に定める審査基準に基づき審査委員会が審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。

(2) 審査基準

別紙2「審査基準一覧」のとおり

11 審査結果の通知

審査結果は、提案者それぞれに対し令和8年6月1日（月）までに文書で通知する。

12 スケジュール

内容	日時
募集開始	4月28日(火)
質問書提出期限	5月11日(月)17時
質問に対する回答	5月13日(水)
参加申込書提出期限	5月15日(金)17時
企画提案書等の提出期限	5月22日(金)17時
プレゼンテーション審査 最優秀提案者の決定	5月28日(木)
審査結果の通知・公表（予定）	6月1日(月)

13 契約の締結

県は、審査委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。(契約書の作成要。)ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

14 契約に係る留意点等

- (1) 契約に当たっては、委託候補者の企画提案の内容をそのまま採用することを約束するものではなく、詳細について企画提案書を基に双方が協議のうえ決定する。
- (2) 委託費の支払いについては、原則として精算払とする。
- (3) 委託業務の全部を第三者に再委託することはできない。ただし、委託業務の一部の再委託について、事前に委託者の承諾を得たときは、この限りではない。なお、業務の一部を第三者に再委託するときは、当該第三者の行為のすべてについて責任を負うものとする。
- (4) 本業務における個人情報の取り扱いは、別記「個人情報取扱特記事項」によることとする。

15 その他の留意事項

- (1) 企画提案書の作成、提出等に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において、参加者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された提案書等の書類は返却しない。
- (5) 失格事項
次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。
 - ア. 本実施要領に適合しない書類を作成し、提出した者。
 - イ. 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者。
 - ウ. 期限後に提案書を提出した者

16 担当（問合わせ先）

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

新潟県交通政策局空港課 空港振興担当 担当：齋藤、野田

TEL：025-280-5865（直通）

FAX：025-284-5042

E-Mail：ngt170040@pref.niigata.lg.jp